

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



暮らし

国民健康保険課からのお知らせ

■国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新をお忘れなく

病気やけがなどにより、毎月の医療費が高額になる人が、8月以降も引き続き認定証を利用する場合は、更新手続きが必要です。市民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額になります。

必要な物 ▼現在お持ちの認定証▼国民健康保険被保険者証▼世帯主と交付対象者のマイナンバーが分かるもの

申請期限 8月31日(木)

※国保税を滞納している人には交付しておりません。

※新たに認定証を希望する人は随時受け付けします。

■住所地に居住していない人はお知らせください

10月1日から使用する国民健康保

険被保険者証を、9月初旬に送付します。特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送の手続きをするか、国民健康保険課に転送依頼をしてください。

※世帯員個別の転送は受け付けしておりません。

【問】国民健康保険課 ☎ 67750

ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を新たに受けようとする人は申請が必要です

現在該当となっていない人でも、判定年度が変わり、8月から昨年の所得で判定されます。所得の減、扶養人数の増などの理由がある人は、対象となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

対象 市内に住所を有する18歳までの子どもがいるひとり親家庭

必要な物 ▼健康保険証(本人と子ども) ▼印鑑(スタンプ印不可)

▼戸籍謄本(本人と子どもが載っているもの) ▼平成29年1月1日に市内に住民登録がなかった人は、前住所地の平成29年度所得課税証明書(写し可)

※戸籍謄本は有料ですので、窓口で所得の判定を受けてから取得することを勧めます。

【問】子ども子育て支援課

☎ 67716

介護保険高額介護サービス費の自己負担上限額が変わります

【問】高齢介護課 ☎ 6722

対象	現在(月額)	8月1日利用分から(月額)
一般※1	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) ※同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)が1割負担の世帯については、年間上限額446,400円が設けられます(3年間の時限措置です)。

※1 世帯のどなたかが市民税を課税されている人

介護保険負担限度額認定証の更新をお忘れなく

現在介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けるためには、更新手続きが必要です。

利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▼現在お持ちの認定証▼介護保険負担限度額認定申請書▼印鑑▼本人と配偶者の通帳の写し

【問】高齢介護課 ☎ 6722

重度医療費の自己負担上限額が変わります

【問】生活福祉課 ☎ 6718

所得区分	現在(月額)		8月1日受診分(月額)	
	外来	入院	外来	入院
上位所得者	対象外		対象外	
一般	12,000円	44,400円	14,000円※1	57,600円※2
低所得者※3	0円		0円	

※1 年間上限額144,000円

※2 過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あったときは、自己負担の額が44,400円になります。

※3 市民税非課税世帯

下水道課からのお知らせ

■一日も早く下水道へ接続ください
下水道の「供用開始」手続きをした区域内では、3年以内に接続するよう下水道法で定められています。

市では工事の資金調達が困難な人のために、水洗化等資金の融資あっせんを行い、資金の利子を補給する制度があります。

▼接続工事は市の指定を受けた工事業者に依頼してください。

※詳しくはお問い合わせください。

■下水道整備の予定がない地域に対して「十和田市浄化槽整備事業」を行っています

内容 ▼浄化槽の設置工事費が10分の1となります(宅内の配管工事